

ざるを以て結婚に關する質實眞摯なる氣風を振作し成るべく速に結婚して勞苦を共にし健全なる家庭を築き以て優良なる次代國民を多數育成するやう指導すること之が爲成るべく男子は二十五歳、

女子は二十一歳までに結婚するやう奨励すること
二 健全なる結婚の普及を圖ること
結婚は單に當事者間の問題に止らず長く子孫の繁榮に資するものなるを以て配偶者の選擇に當りて

は相手の心身の健康に重きを置き外面的條件に拘泥することなきやう誘導すること尙之が爲には成るべく結婚前相互に健康證明書を交換し惡質なる遺傳病者或は性病者等との結婚を避くるやう指導すること
三 結婚に關する迷信を打破すること
結婚に關する諸種の迷信が今尙世上に跋扈して結婚の成立を妨げつつあることは寔に遺憾なるを以て合性、年廻り、丙午、方位の吉凶、日の吉凶等科學的に何等根據なき荒唐無稽の迷信に捉はるる弊風は速に打破するやう努むること

第二 結婚の奨励及斡旋に關する事項
結婚の促進を圖る爲結婚の指導、奨励及斡旋に關し左の方法を講ずること
一 一般に結婚の奨励及斡旋の風を盛んにすること
國民一般竝に各種團體等に對し國策に協力するの主旨を以て結婚の奨励及斡旋に心掛くるやう指導すること
二 事業場等に於ける結婚斡旋施設の設置を奨励すること
會社、銀行、工場、鑛山其の他相當多數の従業員

を有する事業場等に對し従業員又は其の家族の結婚の奨励及斡旋を目的とする施設をなすやう奨励すること
三 公共團體に對し結婚相談施設の設置を奨励すること
一般の結婚相談、指導及斡旋に努むる爲市區町村に對し結婚相談所又は結婚斡旋委員等の結婚相談施設を設くるやう奨励すること
四 結婚斡旋施設相互間の聯絡の方途を講ずること
結婚斡旋の圓滑を期する爲結婚斡旋施設相互間の聯絡を目的とする會合、組織等に付適當なる措置を講ずること
五 歸還軍人竝に傷痍軍人の結婚に關しては固り尙左の者の結婚に付ては特に適當なる方法を講ずること
一 職業婦人
婦人が職業に従事すれば婚期を失する傾向あるを以て職業婦人の著しく増加する現下の時局に鑑み其の結婚に付ては特に考慮し適當なる方法を講ずること
二 海外在住者
海外特に滿洲國、中華民國、南洋等に進出せる男子に對し内地より配偶者を斡旋し一は以て内地女性の結婚難を緩和し他は以て海外在住者の家庭生活の安定を圖ること之が爲には海外に於ける適當なる機關と聯絡を保ち斡旋の途を講ずると共に海外事情の紹介普及に努め徒らに海外生活に對して危懼の念を懷かしめざるやう指導すること

第三 結婚費用の徹底的輕減に關する事項

結婚に多額の經費を濫費する因襲は我が國一般家庭に大なる負擔を與ふるのみならず之が爲結婚を遅延せしむること尠からざるを以て此の際既に改善方策の確定せる地方に在りては之が實行の徹底を期し未だ改善に關し方策の確立し居らざる地方に在りては地方の實情に即し速に適當なる對策を樹立し結婚様式の改善を斷行し以て結婚費用特に仕度、披露宴等の費用の徹底的輕減を圖り戰時下國民生活を強化すると共に結婚促進の實を擧ぐることに
厚生省生活局の住宅調査の施行

厚生省生活局の住宅調査の施行

厚生省生活局に於ては昭和十六年十一月一日現在を期し六大都市を始め全國二十四市に於て住宅調査を施行することとなつたが、今回の調査は資源調査法に基く最初の大規模な調査で、住宅難の聲高き現在人口問題研究上の一資料としてもその集計結果は期待せらるるところ極めて大きい。本調査に關する調査規則は次の如く、本調査に使用せらるる調査票は別掲の如くである。

昭和十六年住宅調査規則

(昭和十六年九月一日 厚生省令第四十二號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依り昭和十六年住宅調査規則左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ住宅トハ住居用建物ヲ謂フ

第二條 昭和十六年住宅調査ハ昭和十六年十一月一日現在ニ於テ別表ニ掲グル地域ニ現在スル住宅ニ付其

ノ用途、規模及居住者ノ居住狀態等ヲ調査ス

第三條 左ニ掲グル者ハ別記様式ニ依ル住宅調査票用

紙ニ該當事項ヲ調査記入シ前條ノ期日ヨリ五日以内ニテ住宅所在地ノ市長ニ申告スベシ

一 第二號ノ住宅ヲ除クノ外前條ノ住宅ノ居住世帯主(數世帯居住スルトキハ其ノ住宅ノ所有者タル居住世帯主又ハ借主タル居住世帯主)

二 前條ノ住宅中「アパート」又ハ下宿屋ニ在リテハ其ノ管理者

前項第一號ノ住宅ニシテ居住世帯主ナキモノニ付テハ市長ノ指定シタル者前項ニ規定スル申告ノ義務ヲ負フモノトス

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故アルトキハ地方長官ハ區域ヲ限リ前條ニ規定スル提出期限ヲ延長スルコトヲ得

第五條 市長ハ豫メ住宅調査票ヲ當該市内ニ在ル住宅ニ付第三條ニ規定スル申告義務者ニ交付スベシ申告義務者前項ノ用紙ノ交付ヲ受ケザルトキハ住宅所在地ノ市長ニ其ノ旨申出デ之ガ交付ヲ受クベシ

第六條 市長ハ市内ノ住宅調査票ヲ取纏メ厚生大臣ノ定ムル期限迄ニテ地方長官ニ提出シ地方長官ハ遲滞ナク之ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

第七條 住宅ガ二以上ノ市町村ノ區域ニ跨リテ存スル場合ニ於テハ其ノ住宅ノ主タル部分ノ存スル市ヲ以テ本令ニ依ル住宅所在地ノ市ト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

- 一 東京市
- 二 大阪市
- 三 名古屋市
- 四 京都市

五 横濱市

六 神戸市

七 廣島市

八 福岡市

九 川崎市

十 八幡市

十一 長崎市

十二 吳市

十三 仙臺市

十四 札幌市

昭和十六年十一月一日住宅調査ニ關シ

注意シ置クベキ諸事項

一 今回ノ調査ハ住宅ノ調査デアル。從ツテ住居用ノ建物ヲ調査對象トスル故ニ住居用ノ目的ヲ持タナイ建物ハ總テ調査セラレナイ。

調査セラレル住宅ハ「専用住宅」「店舗併用住宅」「工場併用住宅」其ノ他ノ併用住宅「アパート」及ビ「下宿屋」ノ六種ニ分ケラレル。此ノ六種ノ内ニ含まレル住宅ハ普通ノ住宅ハ勿論、ソノ外、住居ト同棟内店舗ヲ持チ或ハ工場ヲ持チ、或ハ事務所、其ノ他ノ作業場、或ハ事業所ヲ持ツ住宅、竝ニアパート、下宿屋デアル。

二 調査外ニ置カレルモノヲ例示スレバ左ノ如キモノデアル。
作業場、貯藏場、工場、工場事務所、賣場、變電所、配電所、勸工場、百貨店、商店、市場、商業事務所、倉庫、車庫、銀行、劇場、映畫館、演藝場、官公衙、圖書館、學校、會館、クラブ等ノ如キ居住世帯ノナ

イ建物デアル。

三 居住部分(即チ世帯ノ居住スル部分)ト共ニ同棟内ニ何等カノ事業所ヲ併用スルモノデハアルガ調査セラレナイモノハ、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、貸座敷、宿泊所、浴場(風呂屋)等デアル。

四 工場、工場事務所、銀行、商業事務所、百貨店、官公衙等ニ守衛、小使等ノ常住的世帯ガアツテモスルモノハ住宅トハ看做シ得ナイノデアルカラ之等ハ調査セラレナイ。

五 以上ノ外、社務所、佛閣、寺院或ハ教會堂等ハ其處ニ居住世帯ガアツテモ調査セラレナイ。然シ全然別棟ニ住宅ヲ持ツ場合、(例ヘバ教會堂トハ別個ニ住宅ヲ有スル場合)ニハソノ住宅ハ同一敷地内ニア

ルモノデモ調査セラレバナラナイ。
六 店舗併用住宅、工場併用住宅或ハ其ノ他ノ併用住宅ニ於ケル作業場或ハ事業所ハ本業トシテノ其レノ指スノデハナクシテ、専用住宅ニ内職或ハ副業トシテノ作業場、事業所ヲ持ツ場合ニ在ツテモ、同様ニ店舗、工場、其ノ他ノ併用住宅トナサネバナラナイ。然シソレ等ノ作業場、事業所ガ本業タルト内職副業タルトヲ問ハズ、居住部分ト明確ニ分別出來ナイ場合、例ヘバ鍼灸、接骨業等ノ作業場ニ見ラル、如ク、居住室ヲ晝間ノミ作業場トシテ使用スルガ如キ場合ニハ併用住宅トハ看做シ得ナイ。但シ明ラカニ店舗デアル所ニ夜間ノミ居住者ガ使用スル、例ヘバ就寢スルガ如キコトガアツテモ、其ノ店舗部分ガ居住室トハナラナイ。

七 調査票用紙記入ニ付イテハ調査票用紙ノ「記入上ノ注意」ニ依リ判断セラレタイ。唯「空家」ニ付イテ

ハ調査員ガ「所在地」ト共ニ空家ナル旨ノ申告(空家ナリヤ否ヤ欄ノ「空家」ニ○ヲ付ケル)ヲナスノデア
ル。

八 調査上ノ用語ニ付イテ説明スルナラバ「専用住宅」
トハ作業場或ハ事業所ヲ有セズ、居住ノ目的ニノミ
使用セラル、普通一般ノ住宅ヲ謂フノデア
ル。

素人下宿ハ之ヲ業トハ見ナイ、從ツテ専用住宅ヲ素
人下宿ヲ營ム場合ニ在ツテモ此ノ住宅ハ「専用住宅」
デア
ルコトニ變リハナイ。

「店舗併用住宅」トハ住居ト同棟内ニ店舗ヲ有スル住
宅ヲ謂フノデア
ル。

「工場併用住宅」トハ住居ト同棟内ニ工場ヲ有スル住
宅ヲ謂フノデア
ル。

店舗併用住宅及ビ工場併用住宅ニ於テ問題トナル點
ハ製造販賣ヲ營ムモノノ取扱ヒデア
ル。例ヘバ豆腐
屋、靴屋、下駄屋、指物屋等ノ如キモノデア
ル。

之等ガ「製造販賣」ヲ營ム場合ハ「工場併用住宅」ト
シ、「製造小賣」ヲ營ム場合ニハ「店舗併用住宅」トナ
スノデア
ル。若シモ製造卸小賣ヲ兼營スル場合ニハ
主タルモノニ依ツテ此ノ兩者ノ何レカニ決定シ記入
スルノデア
ル。

「其ノ他ノ併用住宅」トハ、住居ト同棟内ニ店舗、工
場以外ノ作業場又ハ事業所ヲ有スル住宅ヲ謂フノデ
アル。例ヘバ辯護士、辨理士、計理士、設計師代書
業者、或ハ三等郵便局、町會等々ノ事務所或ハ事業
所、(住居ト同棟内ニアリ判然タル事業所デア
ル場
合デナケレバ)ナラヌ、居住室ヲ便宜或ハ常ニ使用シ
テ居ル様ナ場合ハ事務所、作業場、事業所トハ看
做サレナイ、主トシテ建物ノ構造設備カラ見テ判断

セネバナラナイ) 理髮店、美容院、髮結等ノ作業場、
寫眞屋ノスタヂオ、開業醫師ノ病室、診療室ノ如キ
作業所、接骨、按摩、鍼灸業者等ノ作業場(但シ之等
作業場トハ住居トハ全然別デアツテ、居住ノ用ニ供
セラレズ而モ住居ト同棟内ニアルモノデア
ル)等ノ
如キモノヲ謂フノデア
ル。

九 調査對象ハ各戸ノ住宅デア
ルカラ「長屋」ノ「建坪」
及ビ「延坪」ハ長屋全體ノ「建坪」、「延坪」デハナク、
各戸々ノ住宅ノ「建坪」及ビ「延坪」ヲ記入スルノデア
ル。

十 分讓住宅デアツテ未ダ債務ヲ負フ場合デモ此ノ住
宅ハ持家トシテ申告セラレネバナラナイ。

十一 其ノ他ノ問題トナル點ハ「専用住宅」ニ於テ同一
敷地内ニ「離レ」ヲ持チ常ニ人ガ住ンデ居ル様ナ場合
ニハ此ノ「離レ」ハ本屋ニ含マシメテ、即チ建坪、延
坪、居住人員等各項ヲ本屋ノソレニ合算シテ記入
スルノデア
ル。

又別荘、別宅ニ留守番ノ世帯ガ別棟ニアル場合ニハ
留守番ノ世帯ノ居住スル住宅ハ別荘或ハ別宅ニ含メ
テ記入スルノデア
ル。即チ前項ノ「離レ」ノ如ク取扱
ハレルノデア
ル。留守番ノ世帯ガ別荘内ノ一部分ニ
居住スル場合ニハ別荘全體ニ付イテ各事項ヲ夫々記
入スルノデア
ル。別荘或ハ別宅ニ居住世帯ガ全然ナ
イ場合ニハ「空家」トシテ調査セラレネバナラナイ。

十二 専用住宅、併用住宅ノ區分ハ勿論ソノ住宅ヲ何
ニ使ツテ居ルカ、即チソノ用途ニ依ツテ分ケルノデ
アルガ、次ノ例ノ如キ場合ニハ主トシテ建物ノ構
造、設備ニ依ツテ判断スルノデア
ル、即チ、從來、
商業ヲ營ミ、店舗併用住宅ニ居住シテ居タ者ガ轉業

或ハ廢業シ現在ハ商業ヲ營ンデハ居ラナイケレドモ
店舗ハソノ儘ノ形デ現在使用セズニ殘シテアル場合
ニハ此ノ家ハソノ形態カラ見テ明ラカニ店舗併用住
宅デア
ル。從ツテ店舗トシテ使用シテハ居ラナク
モ「店舗併用住宅」ト申告セシムベキデア
ル。工場ノ
場合又同様デア
ル。ケレドモ從來ノ店舗或ハ工場部
分ヲ居住用ニ改造シタモノハ當然「専用住宅」トスル
ノデア
ル。

十三 掘立小屋デモ一時的ノモノデナク常住スルモノ
ハ住宅ト見テ調査スル。從ツテ此ノ掘立小屋デモ店
舗ヲ併有スルナラバ「店舗併用住宅」デア
ル。

住居用以外ノ目的ヲ持ツ家屋ヲ改造シテ常住スル場
合ニハ、之ヲ住宅トシテ調査スルノデア
ル。水上生
活者ノ舟筏、或ハ舟ヲ改造シ水上ニ固定セシメタル
ガ如キ家屋ハ如何ニ常住的ニ人ガ居住スルモ住宅ト
ハ見做サナイ。

十四 旅館ハ調査對象デハナイケレドモ、下宿屋ヲ兼
營スル場合ニハ總テ下宿屋トシテ調査セネバナラナ
イ。此處デ問題トナル點ハ申告スベキ居住世帯ノ内
ニ所謂下宿人ニ非ザル一時宿泊者ノアル場合デア
ル。下宿人ト一時宿泊者トノ區別ハ部屋代ヲ月計算
デナスモノハ之ヲ下宿人ト見做シ、日計算デナスモ
ノハ之ヲ一時宿泊者ト見ルノデア
ル。又日計算ノ者
デアツテモ既ニ一箇月以上宿泊スルモノハ之ヲ下宿
人ト見テソノ世帯ヲ調査セネバナラナイ。

十五 國勢調査ニ於ケル進世帯ノ中今回調査セラレル
モノハ下宿屋ノミデア
リ他ノモノ、例ヘバ寄宿舎
合宿所、養老院等ニ付イテハ一切調査セラレナイ。
勿論アパートハ調査サレネバナラナイ。(以下略)

昭和十六年十一月一日



住宅調査票

業

専用住宅及併用住宅用

申告者氏名 _____ 印 _____

報

1 所在地	市 區 町 番地	2 空家ナリヤ否	1 空 家	2 否
3 用 途	1 専用住宅 2 店舗併用住宅 3 工場併用住宅 4 其ノ他ノ併用住宅	7 延 坪	坪	合
4 階 数	階 建	8 所有種類	1 持家 2 借家 3 官舎社宅等ノ給與住宅	
5 戸 建 数	戸 建	9 月額家賃	圓	銭
6 建 坪	坪 合	10 貸間セルヤ否	1 貸間ス	2 否
11 居 住 人 員		12 居 住 室 数		13 居 住 室 ノ 疊 数
人		室		疊

町會長 檢 印 _____

厚 生 省

調査擔當者氏名 _____ 印 _____

.....切.....取.....線.....

記入上ノ注意

此ノ調査ハ住宅ト住宅ニ住ンデ居ル人ノ調査デス課税配給等ニハ全然關係ナク重要都市ニ於テ居住狀況ガ如何ナル状態ニアルカヲ明ラカニスル調査デス。昭和十六年十一月一日現在ノ狀況ヲ記入シテ下サイ、人ノ住ンデ居ナイ別棟ノ附屬家屋、工場、作業場、土藏、物置等ニ付テハ記入シナイデ下サイ、記入ノ欄ニ1,2,3ノアルモノハ①ノ様ニ答ニアタル場所ノ1,2,3ヲ中心トシテ〇印ヲツケテ下サイ、申告スベキ事項ガナイ場合ニハ總テ其ノ欄ニ斜線ヲ引イテ下サイ、何モ書カズ空白ニシテ置カナイデ下サイ、記入スル場合ニハ青インキ又ハ墨デ記入シ赤インキハ用ヒナイデ下サイ、又数字ハ總テ算用数字(1,2,3ノ様ニ)デ明瞭ニ記入シテ下サイ、記入ノ上ニ不明ノ點ガアツタナラバ調査員ニヨク聞イテカラ記入シテ下サイ、申告者ハ記入ガスンダナラバ切取線カラ切取ツテ上ダケヲ調査員ニ渡シテ下サイ、調査員ニ渡ス迄ニ申告ニ間違ヒガナイカドウカ充分確メテ見テ下サイ

各欄ノ記入注意

4. 階数 何階建ノ建物デアルカヲ記入スルコト、「中二階」ニ二階トハシマセン、從ツテ平家デ中二階ガアル家デハ之ハ一階建トスルノデス、「地下室」「屋根裏ノ部屋」等ガアツテモ此ノ部分ハ階数ニハ含まレマセン、「立體長屋」(上下ニ獨立シタ世帯ガ住メルヤウニナツテキル長屋)デハ特ニ一階ニ住ンデ居ル人デモ二階ニ住ンデ居ル人デモ此ノ建物ノ階数ヲ記入シテ下サイ
5. 戸建数 調査サレル家ガ一戸獨立シテ居ル場合ハ一戸建ト記入スルノデスガ、ソノ家ガ例ヘバ三軒長屋ノ中ノ一戸デアル場合ニハソノ長屋ハ三戸建デアルカラ此ノ様ナ場合ニハ三戸建ト記入スルノデス、立體長屋(上下ニ獨立シタ世帯ガ住メルヤウニナツテキル長屋)ノ場合ニ於テハ「立體」ノ文字ト共ニ戸建数ヲ例ヘバ「立體四戸建」ノ様ニ記入スルコト
6. 建坪 「一階ノ床面積」ノ全部ヲ記入スルコト、廊下、便所等ノ面積ヲ含メルコトヲ忘レナイデ下サイ
7. 延坪 「各階ノ床面積」ノ合計ヲ記入スルコト、「中二階」「地下室」「屋根裏ノ部屋」等ガアレバソノ面積ヲ加ヘネバナリマセン
9. 月額家賃 約定家賃ノ月額ヲ記入スルコト、「官舎社宅等ノ給與住宅」デ家賃ヲ支拂ツテ居ル場合ニハ同ジクソノ月額ヲ記入スルコト、持家ノ場合又ハ借家デアツテモ家賃ヲ支拂ハナイ場合ニハ此ノ欄ハ斜線ヲ引イテ下サイ
11. 居住人員 常ニ住ンデ居ル人全部ノ人数ヲ記入スルコト、例ヘ兄弟親戚デモ常ニ此ノ家ニ住ンデ居ナイ人ガ偶調査ノ時期ニ來テ居テモ此ノ人ハ人数ニ加ヘテハナリマセン、又常ニ住ンデ居ル人ガ調査ノ時期ニ偶旅行シタリ、入院シタリ、宿直等デ家ニ居ナイ時デモ家ニ居ルモノトシテ人数ニ加ヘテ下サイ
12. 居住室数 此處ニ謂フ「居住室」トハ應接室、客間、食堂、茶ノ間、書齋、子供室、女中部屋及ソノ他寢室ニナシ得ル室ヲ謂フノデアツテ、臺所、浴室、便所、階段室、廣縁等ハ居住室デハアリマセン
13. 疊数 「居住室」ニ敷イテアル「疊数ノ合計」ヲ記入スルコト、應接室等疊ノ敷イテナイ居住室ガアレバ之ニ疊ヲ敷イタ場合ノ疊数ヲ計算シテ下サイ



昭和十六年十一月一日

住宅調査票

枚中ノ アパート及下宿屋用 申告者 氏 印

1 所在地	市		區		町		番、地	
2 用途	1 アパート	2 下宿屋	4 建	坪	坪	坪	坪	合
3 階數	階建		5 延	坪	坪	坪	坪	合
各世帯ノ	居住人員	室數	疊數	各世帯ノ	居住人員	室數	疊數	各世帯ノ
1	人	室	疊	14	人	室	疊	
2	人	室	疊	13	人	室	疊	
3	人	室	疊	16	人	室	疊	
4	人	室	疊	17	人	室	疊	
5	人	室	疊	18	人	室	疊	
6	人	室	疊	19	人	室	疊	
7	人	室	疊	20	人	室	疊	
8	人	室	疊	21	人	室	疊	
9	人	室	疊	22	人	室	疊	
10	人	室	疊	23	人	室	疊	
11	人	室	疊	24	人	室	疊	
12	人	室	疊	25	人	室	疊	
13	人	室	疊	26	人	室	疊	

町會長 厚 生 省 調査担当者 氏 印

記入上ノ注意

此ノ調査ハ「アパート及下宿屋」トソレニ住ソテ居ル「人」トノ調査デス。課税配給等ニハ全然關係ナク重要都市ニ於テ居住状況ガ如何ナル状態ニアルカヲ明ラカニスル調査デス。
 昭和十六年十一月一日現在ノ狀況ヲ記入シテ下サイ、一構ノアパート、下宿屋ガ二ツ以上ノ棟ニ分レテ居ル場合ニハ「調査票」ヲ配布スルカラ各棟毎ニ別々ニ記入シテ下サイ、人ノ住ソテ居ナイ別棟ノ附屬家屋、倉庫、物置等ニ付イテハ記入シテ下サイ、記入ノ欄ニ1.2.3ノアルモノハ①ノ様ニ答ニアタル場所ノ1.2.3ヲ中心トシテ○印ヲツケテ下サイ。
 申告スベキ事項ガナイ場合ニハ總テ斜線ヲ引イテ下サイ、何モ書カズニ空白ニシテ直カナイテ下サイ、記入スル場合ニハ「青イソキ」又ハ「墨」ヲ記入シテ「赤イソキ」ヲ用ヒナイテ下サイ、又數字「算用數字」(1.2.3ノ様ニ)テ明瞭ニ記入シテ下サイ、記入ノ上ニ不明ノ點ガアツタラバ調査員ニヨク聞イテカラ記入シテ下サイ、申告者ハ記入ガズンダナラバ調査員ニ渡ヌ迄ニ申告ニ間違ヒガナイカバウカラ充分確メテ見テ下サイ、間借人世帯ガ多ク二枚以上ニナル場合ニハ「3枚中ノ2」ト謂フヤウニ其ノ番號ヲ調査票ノ左上ノ欄ニ記入シテ下サイ。

各欄ノ記入注意

- 階數 何階建ノ建物デアルカラ記入スルコト、地下室ヤ屋根裏ノ部屋等ガアル場合デモ之等ノ地下室、屋根裏ノ部屋等ノ部分ハ階數ニ含マセテハナリマセン。
- 建坪 「一階ノ床面積」ヲ記入スルコト、廊下、便所、浴室等ノ面積ヲ含メルコトヲ忘レナイコト。
- 延坪 「各階ノ床面積ノ合計」ヲ記入スルコト、地下室、屋根裏ノ部屋等ガアルナラバソノ面積ヲ加ヘネバナリマセン。
- 調査票ノ下部ニアル部分ニハ間借ヲスル各世帯別(管理者ノ世帯ヲ含メテ)ニソノ「人員」「室數」及「疊數」ヲ各欄ニ記入スルコト、「空室」ニ付テハ全然記入スル必要アリマセン、世帯別ニ記入スル事項モ管理者ガ記入スルノデス。
- 居住人員 常ニ住ソテ居ル人数ヲ記入スルコト、例ヘ兄弟親戚デモ調査ノ時期ニ偶來テ居ル人ハ加ヘテハナリマセン、又常ニ住ソテ居ル人ヲ調査ノ時期ニ偶來行シタリ入院シタリシテ家ニ居ナイ人デモ其ノ家ニ居ルモノトシテ記入シテ下サイ。
- 室數 間借人が共同ニ使用スル應接室又ハ娛樂室等ハ「居住室」ニ加ヘテハナリマセン。
- 疊數 居住室ニ疊ノ數イテナイ時ハ數キ得ル疊數ヲ記入シテ下サイ。